

## 保険料滞納による 給付額減額措置について

介護保険料に滞納がある人が介護サービスを利用する際には保険給付額が減額となります。

そのため、利用者には通常の割合より高い利用料をご負担いただくこととなります。

また、高額介護サービス費などの払い戻しが受けられなくなります。

### 給付額減額対象者の確認方法

利用者から被保険者証の提示を受けた際には、給付制限欄を必ずご確認くださいようお願いします。

### 介護保険被保険者証(水色)

### 介護保険負担割合証(むらさき色)

介護保険負担割合証  
交付年月日 年 月 日

|                   |         |   |   |   |    |  |
|-------------------|---------|---|---|---|----|--|
| 被<br>保<br>険<br>者  | 番 号     |   |   |   |    |  |
|                   | 住 所     |   |   |   |    |  |
| 者                 | フリガナ    |   |   |   |    |  |
|                   | 氏 名     |   |   |   |    |  |
| 利用者負担の割合          | 生年月日    | 年 | 月 | 日 | 性別 |  |
|                   | 適用期間    |   |   |   |    |  |
| 1 割               | 開始年月日   | 年 | 月 | 日 |    |  |
|                   | 終了年月日   | 年 | 月 | 日 |    |  |
| 割                 | 開始年月日   | 年 | 月 | 日 |    |  |
|                   | 終了年月日   | 年 | 月 | 日 |    |  |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | 群馬県伊勢崎市 |   |   |   |    |  |

1 対象者の被保険者証には、給付制限の欄に記載が入ります。  
[給付額の減額]と[いつからいつまでの期間] が記載されます。

2 給付制限欄に記載があった場合、その人の負担割合証を  
合わせてご確認ください。

3-1 負担割合証の負担割合が「1割」または「2割」の場合、  
給付制限期間の利用者負担割合は3割になります。

3-2 負担割合証の負担割合が「3割」の場合、  
給付制限期間の利用者負担割合は4割になります。

利用者負担が1割または2割の人 ⇒ 3割負担  
利用者負担が3割の人 ⇒ 4割負担

## 保険料の減免制度

伊勢崎市では、保険料の減免制度を設けています

保険料の滞納は、介護サービスを利用する際の本人負担増につながります。

⇒ 滞納が多額になる前に、ご本人から納付相談をいただきたいと考えています。

事業者の皆様にお願

「生活が苦しく、保険料の支払いが大変だ」というような話を聞いた際には

「介護保険課に相談してみたらどうか」と、その方にアドバイスをしていただけると有難いです。

⇒ 保険料の分納相談 や 保険料の減免要件に該当するかなど、介護保険課で対応します。

### 減免の要件等

## 介護保険料の納付が大変なとき

納付猶予や減免の制度があります。

次の1~4いずれかに該当すると思われる人は、介護保険課までお気軽にご相談ください。

1. 火災・風水害など災害により、住宅・家財に著しい損害を受けた
2. 世帯の生計を主として維持する人の死亡・入院などにより世帯の収入が減少した
3. 世帯の生計を主として維持する人の失業・売り上げ減少などにより世帯の収入が減少した
4. 生活に困窮している(市民税課税者と同一生計・扶養関係にない場合に限る)

### 減免の基準について

#### ①収入減少・生活困窮に該当する基準

<年間収入基準の一例>

|      | 1人世帯    | 2人世帯    | 3人世帯    |
|------|---------|---------|---------|
| 持家の人 | 110万円未満 | 145万円未満 | 180万円未満 |
| 借家の人 | 130万円未満 | 165万円未満 | 200万円未満 |

※収入には、遺族年金等の  
非課税年金を含めます。  
(介護保険料の算定には含めて  
いません)

#### ②その他の基準

- ・預貯金等の額が上記各区分の金額の50%以下であること
- ・居住する住居以外に不動産を所有していないこと

上記①②ともに該当する人は、申請により保険料の3割(状況により5割)を減免します。